

事業実施要領 別表 1

補助対象事業費	補助率	採択要件
<p>1 可変施肥機械または可変施肥移植機等の導入に要する経費 生育または土壌養分等の診断に基づき自動的に施肥量を調節する以下の機械、または、根の周辺に部分的に施肥し肥料の利用効率を高める以下の機械とする。 (1) 可変施肥機械 (2) 可変施肥機移植機 (3) 局所施肥機、部分施肥機（ただし、可変施肥機能を有しない側条施肥田植機等の既に広く普及する機械を除く） (4) その他、部長が特に必要と認める機械</p> <p>2 リモートセンシング機械等の導入またはサービスの利用等に要する経費 生育または土壌養分等のリモートセンシング(診断)のための以下の機械、またはリモートセンシングシステムの以下のサービスの利用等とする。 ただし、1と一体的に実施する場合に限り対象とする。 (1) ドローン（リモートセンシングを目的としたものに限る） (2) 人工衛星またはドローン等により生育または土壌養分等のリモートセンシングを行うサービス等の利用（ただし、初期契約に要する経費及び当該年度の利用経費までを対象とする） (3) その他、部長が特に必要と認める機械等</p>	<p>1 / 2 以内 （ただし、1 事業実施主体当たり 3, 500 千円を上限とする）</p>	<p>1 化学肥料使用量低減に寄与する機械等の導入により、目標年度（令和6年度）までに化学肥料の使用量を現状より10%以上低減すること。 2 導入予定機械等による受益面積は、目標年次において「福島県特定高性能機械導入計画」に定める利用下限面積以上であること。 また、「福島県特定高性能機械導入計画」に記載が無い機械等の場合、目標年度において受益面積が以下の面積を達成すること。または、導入する機械の面積規模の決定根拠が妥当であること。 (1) 土地利用型作物（水稻、麦、大豆等） 概ね20ha以上 （中山間地域等※概ね10ha以上） (2) その他（露地野菜等） 概ね1ha以上 （中山間地域等※概ね0.5ha以上）</p> <p>※ 次のいずれかに該当する地域 ・過疎地域自立促進特別措置法第2条の市町村 ・山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された地域 ・特定農山村法第2条第1項の規定に基づき指定された地域</p>